

分野	3	科学技術、IT
政策項目	②	産学官連携の推進
関係府省	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. TLOの整備の促進 (文部科学省、経済産業省、農林水産省)</p> <p>○研究成果を民間企業に技術移転するTLO(技術移転機関)の整備を促進するとともに、実用化を目指した産学共同研究開発に対する補助事業(マッチングファンド事業)等を行っているところ。</p> <p>○産学官実用化共同研究に対する予算の充実を行うとともに、TLOへの総合支援体制を整備することで、「大学発ベンチャー1000社計画」の達成に向けて産学官連携を更に推進。</p> <p>2. 人材育成・知的財産戦略の強化 (内閣府、文部科学省、経済産業省)</p> <p>○技術の事業化を図ることでイノベーションを促進するような実践力のある産業技術人材として、技術経営人材(MOT人材)を育成することを目標とした施策の推進。</p> <p>○大学知的財産本部の整備、大学等の研究成果の特許化に係る経費の支援など、大学における知的財産戦略の強化を図るとともに、大学等と企業の共同研究や大学発ベンチャーの創出の推進、知的財産・MOTに係る専門人材の育成・確保、産学官連携推進専門人材(コーディネータ)の配置等を積極的に推進。(平成15年度におけるMOT人材育成実績:345人)</p> <p>○総合科学技術会議において、大学における知的財産管理体制の充実、研究開発・知的財産戦略、標準化戦略の一体的推進等を関係大臣に意見具申(平成14年6月、12月、15年6月)。</p> <p>3. 知的クラスター創成事業・産業クラスター計画等の推進 (内閣府、文部科学省、経済産業省)</p> <p>○平成14年度から、「知的クラスター創成事業」や「都市エリア産学官連携促進事業」などを積極的に推進。平成15年度は、知的クラスター創成事業について、本格実施地域15地域、試行地域3地域で、都市エリア産学官連携促進事業について28地域で実施。</p> <p>○平成13年度から「産業クラスター計画」を推進しており、全国19プロジェクトで産学官の広域的なネットワークを形成し、地域における実用化技術開発支援等の各種支援施策を総合的、効果的に投入。</p> <p>4. 研究開発税制の抜本強化 (財務省、文部科学省、経済産業省、関係各省)</p> <p>○平成15年度税制改正において、試験研究費総額に係る特別税制控除制度(特に中小企業、産学官連携の共同・委託研究についてはより高い控除率を設定)等を創設。</p> <p>5. 研究者の起業・兼業の促進 (文部科学省)</p> <p>○構造改革特別区域法において、民間企業等が国立大学等の研究施設や国有地を廉価使用する際の範囲の拡大及び条件を緩和(研究交流促進法の特別措置)を行うとともに、国立大学教員の役員及び監査役の勤務時間内兼業を可能にし研究交流を促進。</p> <p>○国立大学法人から技術移転機関への出資に関する諸規定を整備。</p> <p>6. 産学官連携推進のための会議等の開催 (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)</p> <p>○産学官連携のための意識改革を進めるため、産学官連携サミット、地域産学官連携サミットや大学・行政等のリーダー及び実務者による産学官連携推進会議を開催。(平成13年～平成15年までの参加者数累計:15,830人)</p> <p><これまでの成果></p> <p>1. 大学発ベンチャー、TLO等の増加</p> <p>○大学発ベンチャー数:614社(平成15年8月末、文部科学省調べ。政府系研究施設発ベンチャーを含めると654社)。</p> <p>○技術移転体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認TLOの数(平成10年度4機関→平成15年度36機関) ・TLOのロイヤリティ収入(平成11年度0.2億円→平成14年度4.1億円) 		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	②	産学官連携の推進
<p>○特許出願数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の特許出願件数(平成11年353件→平成14年607件) ・承認TLOの特許出願件数(平成11年度280件→平成14年度1,335件) <p>2. 大学と企業の共同研究の増加</p> <p>○平成14年度における大学等と企業の共同研究実績は7,000件以上。 (国立大学等と企業等の共同研究:平成14年度6,767件、対前年比28.6%増)</p> <p>3. 知的クラスター創成事業・産業クラスター計画等における特許出願、共同研究、新事業創出等の進捗</p> <p>○平成14年度には、知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業の全実施地域を合わせ、特許出願件数が約180件、共同研究参加機関数が大学等で延べ約210機関、企業で延べ約340社。</p> <p>○産業クラスター計画の下で、産学官連携ネットワークが形成され(平成15年4月現在、約5,000社の中堅・中小企業、約200大学が参加)、その中で新事業創出が進捗(平成13年度実績:約2,000件)</p> <p>4. 人材育成の推進</p> <p>○MOTプログラムについては、大学・民間教育機関等の計73機関がプログラムを開発。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>【更なる産学官連携の推進】</p> <p>1. 知的財産の戦略的活用</p> <p>○大学等における特許等の研究成果の原則機関帰属化の推進をするとともに、引き続きTLOの整備を促進し、TLOと大学知的財産本部等の産学連携を担う組織間での連携をより強化することを通じ、大学研究成果の円滑な技術移転を図る。</p> <p>○知の創造と活用により、国際競争力があり持続的な発展ができる環境を構築するため、国立大学の法人化にあわせ、各大学が自立的・主体的に産学官連携に取り組むことができるよう必要な環境整備を行い、先端技術の開発、新技術・新産業の創造等の実現を目指す。</p> <p>2. 研究開発型ベンチャーの振興</p> <p>○大学発ベンチャー100社計画(平成16年まで)の下、実用化を目指した産学共同研究を推進するとともに、大学研究成果の技術移転を行うTLO(技術移転機関)を支援。</p> <p>○マッチングファンドの充実、知的財産・MOT人材教育の普及など教育環境の整備を推進。</p> <p>3. 科学技術振興による地域経済の発展</p> <p>○公共事業依存型から、科学技術駆動型の地域経済の発展への流れを一層加速することが求められる中で、地域の独自性・特色を活かした産学官連携による研究開発課題等に対する支援を通じ、地域経済の活性化を図る。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 知的財産についての検討 (内閣府)</p> <p>○知的財産戦略専門調査会において、国立大学法人化を契機に大学などにおける知的財産等成果の機関帰属化の推進、研究者の流動化に伴う特許・研究マテリアルなど知的財産の取扱を明確にすることなどの課題について検討。</p> <p>2. 研究開発税制の改正 (総務省、文部科学省)</p> <p>○平成16年度に研究交流促進税制を改正。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	②	産学官連携の推進
<p>(法人が国立大学等との共同研究のための施設を国の機関等の敷地内に整備した場合の不動産取得税、固定資産税の課税標準の特例措置について、国立大学等の法人化後も引き続き対象とする。)</p> <p>3. 産学官連携サミット等の開催 (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省) ○産学官連携のための意識改革を引き続き進めるため、産学官連携サミット、産学官連携推進会議の開催。</p> <p>4. 大学知的財産本部の充実・強化 (文部科学省) ○平成 16 年度も引き続き大学知的財産本部の活動を支援し、大学における知的財産の管理・活用を進める。また、TLOと大学知的財産本部等の産学連携を担う組織間の連携強化を通じて、大学研究成果の円滑な技術移転を図る。</p> <p>5. TLOの更なる推進 (経済産業省) ○平成 16 年度も引き続きTLOの整備による大学研究成果の産業界への移転促進を図るとともに、実用化を目指した産学共同研究開発に対する補助事業(マッチングファンド事業)を行う。さらに、新たに実需の大きい技術分野において技術移転実績が特に優れたTLOを他のTLOの専門性を補完する存在(スーパーTLO)として重点支援を行い、大学研究成果のより円滑な技術移転を図る予定。</p> <p>6. 知的クラスター創成事業・産業クラスター計画の更なる推進 (文部科学省、経済産業省) ○産業クラスター計画と知的クラスター創成事業との連携を図り、(1)地域クラスター連携推進協議会の各地域ごとの設置、(2)経産・文科両省の技術開発施策の「合同成果発表会」の開催、(3)両計画の地域実施機関の一体的活動、について各地域で具体的な取り組みを実施。</p> <p>7. 大学研究成果の情報発信 (文部科学省) ○大学における知的財産の事業化、共同研究を推進するため、関係機関と連携してイノベーション・ジャパン2004を開催。</p> <p>17 年度以降</p> <p>上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	③	競争的研究資金制度改革
関係府省	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 競争的研究資金の拡充 (内閣府、関係各省)</p> <p>平成12年度:2,968億円→平成16年度:3,606億円 科学技術関係費に占める競争的研究資金の比率(平成12年度:9.0%→平成16年度:9.9%)</p> <p>2. 競争的研究資金制度の整備 (内閣府、関係府省)</p> <p>○「競争的研究資金制度改革について」(平成15年4月21日総合科学技術会議意見具申)の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究経歴のあるプログラムオフィサー及びプログラムディレクター^(注)による一元管理・評価体制の整備 プログラムオフィサー、プログラムディレクターの配置 平成15年度におけるプログラムオフィサー数:287人 プログラムディレクター数:16人(平成15年9月現在) <p>(注)プログラムオフィサー:各制度の個々のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者。 プログラムディレクター:競争的研究資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者の活性化に向けた制度整備 競争的研究資金の効率的・弾力的運用等の競争的研究資金制度改革の方向性 間接経費の拡充、繰越明許化、制度の目的に応じできるだけ多くの研究者が応募できるよう検討(平成16年度文部科学省科学研究費補助金について、企業等の研究者も応募可能とした)、研究機関による資金の管理、研究費交付時期の一層の早期化、各制度の電子システム化 <p>○「競争的研究資金制度の評価」(平成15年7月23日総合科学技術会議意見具申)</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表的な競争的研究資金制度7制度について評価。 <p>○間接経費の拡充 平成15年度は、26制度のうち間接経費を導入したものは20制度(残り6制度は主として民間企業を対象とする等)あり、うち15制度が間接経費率30%を達成。</p> <p>○繰越明許化 平成14年度予算では8制度を繰越明許費に指定し、平成15年度予算では、科学研究費補助金と厚生労働科学研究費補助金(全体の約60%)を繰越明許費化。</p> <p>○制度の目的に応じ、できるだけ多くの研究者が応募できるよう検討。</p> <p>○研究費の不正な使用を行った研究者は一定期間研究費を交付しない等、不正な使用に対する再発防止策を実施。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○平成16年度科学研究費補助金について、企業等の研究者から約200件の応募。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 競争的研究開発環境の形成</p> <p>○競争的研究資金の拡充を図るとともに、競争的研究資金制度改革の重点的推進により、研究者や大学等の研究機関の競争的研究開発環境の形成をめざす。</p> <p>○独立した配分機関(ファンディングエージェンシー)体制の構築等を行う。</p> <p>○間接経費の比率を当面30%程度として拡充を図る。</p> <p>○研究経歴のあるプログラム管理者等によるプログラムの一元的管理・評価体制を進める。</p> <p>○研究費の不正な使用の再発を防止し、研究費の使用の適正化を図る。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 競争的研究資金の拡充 (内閣府、関係各省)</p> <p>○競争的研究資金の拡充 平成12年度:2,968億円→平成16年度:3,606億円</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	③	競争的研究資金制度の改革
<p>文科省:平成12年度:2,403億円→平成16年度:2,825億円</p> <p>○繰越明許対象経費の拡充:平成16年度予算においては、科学技術振興調整費等を追加。</p> <p>○間接経費の一層の拡充を図る。 (30%を達成していない制度について間接経費率の向上)</p> <p>2. 制度の充実</p> <p>○プログラムオフィサー、プログラムディレクターの一層の充実を図る。(内閣府、関係各省)</p> <p>○文部科学省の全ての競争的資金制度において、研究費の不正な使用を行った研究者は一定期間研究費を交付しない等再発防止策を徹底。また、他省庁においても研究費の不正使用防止策を行っているところ。(文部科学省、関係各省)</p> <p>○「科学研究費補助金」及び「厚生労働科学研究費補助金」について、実態を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で具体的な移管計画等を検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p> <p>○今後とも科学研究費補助金の拡充を図るとともに、制度の改正について、科学技術・学術審議会における審議等を進める。(文部科学省)</p> <p>○電子化の推進(内閣府、関係各省)</p> <p>事前審査における重複申請の把握等及び配分機関における評価業務の効率化のための電子システムの導入のあり方について検討する。</p> <p>17年度以降</p> <p>上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	④	若手研究者支援
関係府省	内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、関係各省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 若手研究者支援の取組 (内閣府、経済産業省)</p> <p>○第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)に基づき、総合科学技術会議において、若手研究者支援を含む科学技術人材育成に関する施策を積極的に推進。</p> <p>2. 具体的制度等</p> <p>○ポストドクター等支援 (関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストドクター等に対するフェロシップ型等の支援。 ・競争的研究資金による研究プロジェクトへ参画させることによりポストドクター等を支援。 <p>○競争的研究資金による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金「若手研究」 (文部科学省) ・産業技術研究助成事業 (経済産業省) ・新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業 (農林水産省) ・その他 (環境省) <p>環境技術開発等推進費、地球環境研究総合推進費においても、若手を支援。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○ポストドクター等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度予算において、合計10,569人のポストドクター等を支援。 ・平成14年度には、競争的資金(文部科学省分)による研究プロジェクトへ参画させることにより、合計2,885人のポストドクター等を支援。 <p>○科学研究費補助金「若手研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度において、合計8,579人の若手研究者の研究活動を支援。 		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○第2期科学技術基本計画に則し、助教授・助手等の若手研究者が独立して研究を行うことができるようになるなどの教育研究の活性化につながる大学の教員組織の在り方の検討、若手研究者を対象とした研究費を重点的に拡充するなどの施策により優れた若手研究者がその能力を最大限発揮できるように、若手研究者の自立性を確保。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 若手研究者支援の取組 (内閣府、文部科学省、経済産業省、関係各省)</p> <p>○総合科学技術会議において科学技術関係人材専門調査会を設置し、世界水準の研究成果の創出と、その活用に必要な科学者・技術者及び専門家の育成・確保に向けて調査・検討、とりまとめ。</p> <p>○競争的資金制度の、通年公募を実施することにより、提案機会を増す。 (経済産業省)</p> <p>○教育研究の活性化につながる大学の教員組織の在り方について、検討・結論を得て、法令改正等所要の措置を講じる。</p> <p>2. 具体的制度等</p> <p>○ポストドクター等支援 (関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記各分野での所要の施策を引き続き着実に推進。 <p>○競争的研究資金による支援 (文部科学省、関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金「若手研究」等の施策を充実。 <p>17年度以降</p> <p>上記各分野での所要の施策を引き続き着実に推進。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	⑤	e-Japan 戦略Ⅱ
関係府省	内閣官房(IT戦略本部)、全府省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 全体的な取組 (全府省)</p> <p>○ITの利活用に重点を置いた e-Japan 戦略Ⅱを策定。</p> <p>○国民のIT利活用促進のために政府として推進すべき先導7分野等(医療、食、行政サービス等)の具体的施策を定めた「e-Japan 重点計画 2003」を決定。</p> <p>○IT政策に関する政府の取組み状況を的確に評価するとともに、今後のIT政策に反映させるため、IT戦略本部に民間有識者から構成される評価委員会を設置。</p> <p>○平成 17 年に世界最先端のIT国家実現に向け、「e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージ」を取りまとめ。</p> <p>2. 先導的取組によるIT利活用の推進</p> <p>※この改革工程表では国民生活に密接に結びついている医療と食、生活、行政サービスの各分野について例示した。先導的取組の全体については「e-Japan 戦略Ⅱ」及び「e-Japan 重点計画 2003」を参照されたい。</p> <p>○「医療」 (厚生労働省、関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザイン」、「e-Japan 重点計画 2003」等を踏まえ、医療の情報化に向けた取組を推進。 ・平成 13 年度から導入補助事業を実施しているところの電子カルテシステムの高度化に向け様々な開発・実証実験を実施。 ・医療機関の機能評価及び医療情報のデータベース化等の環境整備を実施。 <p>○「食」 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛以外の食品について、生産者、流通業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、食品の特性に応じたトレーサビリティシステムの開発に向けた実証実験を実施するとともに、トレーサビリティシステムの導入を促進。 ・「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が成立し、牛の個体識別番号制が実現。(平成 15 年 12 月一部施行) <p>○「生活」 (総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護等の分野に対して、IPv6や高速無線 LAN 等を活用したアプリケーションの実証実験を実施し、有効性を検証。 ・電力線搬送通信に係る条件を検討し、その結果を踏まえた漏洩電波低減技術の実験ができるよう措置。 <p>○「行政サービス」 (全府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位の行政サービスの提供(24 時間 365 日ノンストップ・ワンストップ)と予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し、「電子政府構築計画」を策定。 ・関係法令の整備、行政手続のオンライン受付拡充など電子政府を総合的、計画的に推進。 ・「電子政府・電子自治体推進プログラム」(平成 13 年 10 月)等に沿って地方公共団体の電子化を促進。 ・電子政府・電子自治体の実現に不可欠である、公的個人認証について、必要な法令整備や全国実用試験をふまえサービス開始。(平成 16 年1月 29 日) ・地方公共団体の業務を標準化し、システムの共同化を図った上、その運用のアウトソーシングを行う「共同アウトソーシング」について、各都道府県を中心にそのあり方についての調査研究及びモデルシステムの開発実証を推進。 ・各府省の人事・給与等業務に係る業務処理の標準化や標準的なシステムの全府省への導入を図るため「人事・給与等業務・システム最適化計画」を策定。(平成 16 年2月 27 日) <p>3. 新しいIT社会基盤の整備</p> <p>○IT 利活用の高度化、多様化に不可欠な社会基盤整備</p> <p>※この工程表では先導的取組について重点的に記載しており、IT社会基盤の整備に関する取組の詳細は「e-Japan 戦略Ⅱ」及び「e-Japan 重点計画 2003」を参照されたい。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	⑤	e-Japan 戦略Ⅱ
<p><これまでの成果></p> <p>1. 全体的な取組</p> <p>○高速・超高速インターネット(DSL、FTTH、CATV)の加入者数が約1,400万加入(平成16年1月末)と1,000万加入を突破し、1年間で約1.7倍に拡大。</p> <p>○インターネット利用月額料金の低廉化を実現(平成13年3月7,750円→平成15年9月2,453円で約1/3に※)。※調査時点で最も安価なプランを比較</p> <p>○株式取引に占めるインターネット取引率(売買代金ベース)の割合が増加。(平成13年3月6%→平成15年9月20%で約3倍に)</p> <p>○ほぼ全ての公立学校(約4万校)がインターネット接続可能。(平成14年3月達成)(平成15年3月現在99.5%)</p> <p>○平成15年12月には関東・近畿・中京の三大広域圏において地上デジタル放送が開始。1200万世帯で視聴可能に。</p> <p>○電子カルテの普及に向け、病名、医薬品等10分野の用語・コードの標準化の基盤整備が完了。オーダーリングシステム(検査、予約、処方にかかる情報伝達の院内システム)(平成11年10%→平成14年10月14.4%)の普及等医療のIT化に向けた取組が進展。</p> <p>○レセプト電算処理システムが普及。(平成13年11月0.5%→平成15年12月7.2%)</p> <p>○各府省の汎用受付等システムや政府認証基盤(GPKI)の整備が完了。行政ポータルサイトの電子政府の総合窓口(e-Gov)の機能を拡充。</p> <p>○平成15年度末までに、国が扱う申請・届出等手続(約1万3千件)の殆ど全てがオンライン化予定。</p> <p>○公的個人認証サービスの運用開始。(平成16年1月29日)</p> <p>○一部地域において国税の申告の行政手続が個人端末からインターネットを通じて容易に可能に(平成16年2月)、納税手続きも同地域で可能となる予定(平成16年3月)。パスポート申請もオンライン化予定(平成16年3月 岡山県)。</p> <p>○地域公共ネットワーク(平成14年7月現在:34.8%→平成15年7月現在:55.4%)及び都道府県の情報ハイウェイの整備(全47団体中37団体)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿> (全府省)</p> <p>○ITの利活用</p> <p>・ITの利活用、構造改革を推進することで、国民生活の質の向上、産業競争力の強化に取り組み、平成17年に世界最先端のIT国家となるという目標を実現するとともに、平成18年以降も世界最先端であり続けることを目指す。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>※<これまでの対応>と同様、先導的取組を重点的に記載し、国民生活に密接に結びついている医療と食、生活、行政サービスの各分野について例示。その他の詳細については「e-Japan 戦略Ⅱ」及び「e-Japan 重点計画2003」を参照されたい。</p> <p>16年度</p> <p>1. 全体的な取組 (全府省)</p> <p>○IT利活用への移行</p> <p>・評価専門調査会における検討結果等を踏まえ、本年夏ごろを目途に新重点計画を策定。</p> <p>・e-Japan 戦略Ⅱ、e-Japan 重点計画2003等を踏まえ、IT利活用に軸足を置いた施策を推進。</p> <p>・「e-Japan 戦略Ⅱ 加速化パッケージ」を踏まえ、IT分野におけるアジアとの二国間・多国間協力の推進、セキュリティ政策の強化、コンテンツ政策の推進、民間に書面での保存を義務付けられている文書の電子化の容認などIT分野の規制改革、電子政府、電子自治体の構築などを積極的に推進。</p>		

分野	3	科学技術、IT
政策項目	⑤	e-Japan 戦略Ⅱ

2. 先導的取組によるIT利活用の推進

○「医療」

(厚生労働省、関係府省)

- ・平成 17 年度までに保健医療分野における認証基盤を整備するとともに、電子カルテのネットワーク転送、外部保存を容認。
- ・診療報酬請求業務の効率化及び合理化を進めることにより、医療機関のキャッシュフローの改善を図る。このため、診療内容の確認、各健康保険組合への請求作業等が正確かつ迅速に行なえる仕組みを実現する。また電子カルテシステム、レセプト電算処理の普及を推進。
- ・ITを活用し、山間僻地・離島等においても専門医による画像診断・病理診断を可能にする遠隔医療サービスに係るシステムを整備支援。

○「食」

(農林水産省)

- ・平成 17 年までに、100%の国産牛の精肉(挽肉、小間切を除く)につき、生産履歴情報がインターネット等で確認できる体制を整備。牛肉以外の食品については、引続き前記取組を継続。
- ・平成 17 年度までに、食品流通業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実現するとともに、経営に情報技術(IT)を活用する農林漁業経営を大幅に増加させる。

○「生活」

(関係府省)

- ・温かく見守られている生活の実現と生活の利便性の向上の一環として、情報家電の主要な技術項目について、平成 17 年度までに重要度に応じて段階的に共有化・標準化を実施する。
- ・災害・犯罪時に国民からの様々な通信手段による緊急通報への対応が可能となるネットワーク、システムの整備等を推進し、平成 16 年度には携帯電話を用いた緊急通報において発信者の位置情報を通知するための技術的な条件を策定するとともに、メールによる緊急通報の普及を図る。
- ・災害時における被災状況の即時把握、各種防災情報の伝達など、国・地方公共団体間、住民等との間の効率的な情報共有を可能とする方策について検討し、平成 17 年度までに防災情報を集約し共有するシステムの実用化を図る。

○「行政サービス」

(全府省)

- ・「電子政府構築計画」に基づき、平成 16 年度末までに人事・給与関係業務情報システムの主要な部分を整備する。また、その他の業務・システムについて、平成 17 年度末までのできる限り早期に、業務・システムの最適化計画を策定する。
- ・電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用し、手続の案内情報の入手から実際の手続までを行えるワンストップサービスの仕組みを、平成 17 年度末までに整備。
- ・利用者視点に立ったサービスの向上を図るため、平成 17 年度末を目途に電子政府利用支援センター(仮称)を整備。
- ・霞が関WAN及び総合行政ネットワークを通じた国と地方公共団体の情報交換及び情報共有促進。
- ・公的個人認証サービスに関する各種の技術的動向を踏まえ、適切な技術的助言を行い、公的個人認証サービスを安定的に運用。
- ・地方公共団体における事務の共通化、システムの標準化と共同アウトソーシング(外部委託)、そのために不可欠な全国的なネットワーク整備等を一層強力に推進するとともに、地域のデジタルディバイドの是正を図る。

3. 新しいIT社会基盤の整備

(関係府省)

○IT利活用の更なる高度化、多様化に不可欠な社会基盤整備

- ・平成 16 年度においても、上記の先導的取組を実行する際に共通で必要となる、「次世代通信基盤の整備」、「安心・安全な利用環境の整備」、「次世代の知を生み出す研究開発の推進」、「利活用時代のIT人材

分野	3	科学技術、IT
政策項目	⑤	e-Japan 戦略Ⅱ
<p>の育成」、「ITを軸とした新たな国際関係の展開」に向けた取組を「e-Japan 戦略Ⅱ」、「e-Japan 重点計画 2003」等に基づき引き続き推進する。</p>		
<p>17年度以降</p>		
<p>1. 全体的な取組 (全府省)</p> <p>○引き続き「e-Japan 戦略Ⅱ」等に掲げる目標の実現に向け、新重点計画(平成 16 年夏ごろを目途に策定予定)等の施策を推進。</p>		
<p>2. 先導的取組による IT 利活用の推進</p> <p>○「医療」 (厚生労働省、関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子カルテシステムの一層の普及(平成 18 年度までに 400 床以上の病院のうち6割・全診療所の6割を目標)、遠隔医療システムの普及の促進。レセプト電算処理システムにおいては平成 18 年度までに全国の病院のレセプトの7割以上を目指し普及を促進。 <p>○「食」 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引続き牛肉以外の食品につき前記取組を推進。 <p>○「行政サービス」 (全府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省は「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成 16 年2月 27 日策定)に基づき、人事・給与関係業務情報システムを平成 19 年度末までに導入し、業務・システムの標準化などにより、業務・システムのさらなる効率化・合理化を推進し引続き電子政府を推進。 地方公共団体における電子自治体の構築や地域のデジタルディバイドの是正に向け、今後とも必要な支援を行う。 		
<p>3. 新しいIT社会基盤の整備 (関係府省)</p> <p>○IT 利活用の更なる高度化、多様化に不可欠な社会基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度においても、上記の先導的取組を実行する際に共通で必要となる、新しいIT社会基盤の整備を引き続き推進する。 		